

# 農山漁村環境力強化実証事業費補助金交付要綱

制定 平成22年1月28日付け21環第192号  
農林水産事務次官依命通知

## 第1 通則

農山漁村環境力強化実証事業費補助金の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

## 第2 交付の対象及び補助率

- 1 農林水産大臣は、農山漁村環境力強化実証事業実施要綱（平成22年1月28日付け21環第190号農林水産事務次官依命通知。（以下「実施要綱」という。）、農山漁村環境力強化実証事業実施要領（平成22年1月28日付け21環第191号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知。（以下「実施要領」という。））に基づいて行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において、補助事業者に補助金を交付するものとする。
- 2 補助金の交付の対象とする経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

## 第3 経費の流用

別表の事業の欄に掲げる1及び2の事業に要する経費は相互に流用してはならない。

## 第4 申請手続

- 1 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、適正化法第5条、施行令第3条及び規則第2条に規定する申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 2 申請書の提出期限は、農林水産大臣が別に定める。
- 3 補助事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

## 第5 交付決定の通知

農林水産大臣は、第4の規定に基づく補助金交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、別記様式第2号により補助事業者に補助金交付決定の通知を行うものとする。

## 第6 補助事業変更（中止又は廃止）の承認

- 1 補助事業者は、規則第3条第1号の規定に基づき、農林水産大臣の承認を受けようとする場合には、別記様式第3号の変更（中止又は廃止）承認申請書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 2 規則第3条第1号イ及びロに規定する農林水産大臣が定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる内容以外の変更とする。
- 3 農林水産大臣は、1の変更（中止又は廃止）承認申請書の提出があり、その内容について適正であると認めるときは、その旨を補助事業者に通知するものとする。

## 第7 補助事業遅延の届出

補助事業者は、規則第3条第2号の規定に基づき農林水産大臣の指示を求める必要が生じた場合には、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を農林水産大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

## 第8 概算払

補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合は、別記様式第4号の概算払請求書正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年4月30日勅令第165号）第58条ただし書きに基づく協議が整った日以降とする。

## 第9 状況報告

適正化法第12条の規定に基づく補助事業の遂行状況報告は、補助金の交付決定に係る年度の2月末日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、翌月末までに正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。

## 第10 実績報告

- 1 規則第6条第1項の規定に基づく実績報告の様式は、別記様式第6号のとおりとし、正副2部を農林水産大臣に提出しなければならない。
- 2 第4の3ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するにあたって当該補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金等額から減額して報告しなければならない。

- 3 第4の3ただし書により交付の申請をした補助事業者は、1の実績報告書を提出した後において消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、1の金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号により速やかに農林水産大臣に報告するとともに、農林水産大臣の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

## 第11 補助金の額の確定等

- 1 農林水産大臣は、前条1の規定による報告を受けた場合には、当該報告書等の書類の審査を行うとともに必要に応じて現地調査等を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の額を決定し、別記様式第8号により補助事業者に通知するものとする。
- 2 農林水産大臣は、1の規定により補助金の額を決定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 2に規定する補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

## 第12 交付決定の取消し等

- 1 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、第5の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
  - (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
- 2 農林水産大臣は、1の規定による取消しを行った場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 農林水産大臣は、2の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者に対して、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 2の規定に基づく補助金の返還及び3の規定に基づく加算金の納付については、第11の3の規定を準用する。

## 第13 財産の管理

施行令第13条第4号の規定に基づく農林水産大臣の定める財産は、1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具とする。

## 第14 帳簿等の保管

補助事業者は、規則第3条第4号に規定する帳簿及び証拠書類又は証拠物について、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産であって、規則に定める処分制限期間を経過しないものがある場合にあつては、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

## 第15 交付額の下限

交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、交付先の選定を公募により行うときはこの限りではない。

## 第16 報告

事業実施主体が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人である場合には、この補助金に係る補助金等支出明細書（別記様式第10号）を作成し、別に作成する「国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類」に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え置いて公開するとともに、補助金の交付を受けた年度の翌年度の6月30日までに農林水産大臣に報告するものとする。

別表

事業	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分	事業の内容
1. 農山漁村環境力強化実証事業整備費補助金	再生可能エネルギー供給施設整備事業費 農山漁村地域と調和する、先進的な太陽光パネル（中空設置型等、100kW以上）を設置するために必要な経費	1 / 2 以内		1. 補助事業者の変更 2. 事業内容の新設又は廃止
2. 農山漁村環境力強化実証事業費補助金	再生可能エネルギー導入等推進事業費 ア 技術実証用機器類導入費 太陽光パネル（中空設置型等、100kW以上）の設置に付随する設備費等  イ 再生可能エネルギー導入調査等経費 再生可能エネルギー導入検討のための立地調査、潜在需要調査、普及啓発のために必要な調査費  ウ 技術実証費 再生可能エネルギー供給施設を用いた技術実証に必要な経費	定額	経費の欄に掲げるア、イ、ウ間での経費の相互間における30%を超える増減	1. 補助事業者の変更 2. 事業内容の新設又は廃止